

成長サポート資金の概要

成長サポート資金（人材投資枠、チャレンジ応援枠）

融資対象

（人材投資枠）

次のいずれかに該当する方

1. 新たに常用労働者（注1）を1名以上雇用し、または非正規労働者（注2）1名以上を常用労働者に転換し、常用労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方
2. 新たに非正規労働者（注2）を2名以上雇用し、労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方
3. プロフェッショナル人材お試し雇用補助金または成長企業支援補助金の交付決定を受け中核人材を確保する方
4. 働きやすい職場環境の整備に取り組む方

（注1）常用労働者は、パートタイム労働者を除き、かつ雇用保険に加入見込みであること

（注2）非正規労働者は、1年以上の継続雇用を予定し、かつ雇用保険に加入見込みであること

（チャレンジ応援枠）

次のいずれかに該当する方

（認定）

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方
2. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方
3. 中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方
4. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方（ただし、新事業活動に該当する事業に限る）

（生産性向上）

5. 生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する方
6. ものづくり経営改善インストラクターの派遣を受けて事業改善に取り組む方
7. 和歌山IoT等導入促進プロジェクトによる専門家派遣を受けて生産性向上に取り組む方

（補助金）

8. 新商品の開発、新技術の開発や実用化のための以下の助成事業に係る交付決定を受けた方
 - ①わかやま中小企業元気ファンド事業
 - ②先駆的産業技術研究開発支援事業
9. 国のものづくり補助金に係る交付決定を受けた方

（第二創業）

10. 金融機関及び経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、第二創業しようとする方
※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいいます
11. 県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、新事業展開に取り組む方

成長サポート資金		人材投資枠	チャレンジ応援枠
資金使途		運転資金、設備資金	
資 条 件	融資限度額	運転資金 1億円以内	設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内
	融資利率	年1.20%以内	年1.20%以内 ※融資対象1.~4.の場合は年1.00%以内
	保証料率	年0.45%~1.30% 【責任共有制度】	年0.50%又は0.85% ※5~10の場合 年0.45%~1.30% 【責任共有制度】
	融資期間	10年以内 (据置：設備1年以内、運転6ヶ月以内)	設備資金10年以内（建物取得等は20年以内） 運転資金10年以内 (据置：設備1年以内、運転6ヶ月以内)
	償還方法	均等分割償還	
	保証人・担保	和歌山県信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	
	申込先	取扱金融機関	

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

申込必要書類

	成長サポート資金	
	人材投資	チャレンジ応援
①借入申込書（別記第4号様式）	3通	3通
②採用通知書など新規雇用が確認できる書類	1	—
③給与支払台帳等の給与の支払いがわかるもの	1	—
④建築確認申請書、見積書又は契約書等の写 （有効期限内のもの） ※設備資金申込時のみ	1	—
⑤プロフェッショナル人材お試し雇用補助金又は成長企業支援補助金の交付決定書の写	1	—
⑥中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の認定書の写（有効期限内のもの）	—	1
⑦中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定書の写（有効期限内のもの）	—	1
⑧中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に係る認定申請書の写	—	1
⑨中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画の認定書の写（有効期限内のもの）	—	1
⑩中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定書の写（有効期限内のもの）	—	1
⑪生産性またはエネルギー効率が1%以上向上することがわかる仕様書、見積書、契約書、取扱説明書、パンフレット等の書類の写	—	1
⑫ものづくり経営改善インストラクターの派遣決定通知書の写	—	1
⑬インストラクターの助言に基づく設備投資等であることがわかる書類の写	—	1
⑭和歌山IoT等導入促進プロジェクトによる専門家の派遣であることがわかる書面の写	—	1
⑮専門家の助言に基づく設備投資等であることがわかる書類の写	—	1
⑯新商品の開発、新技術の開発や実用化のための助成事業（わかやま中小企業元気ファンド事業又は先駆的産業技術研究開発支援事業）に係る交付決定書の写	—	1
⑰国のものづくり補助金に係る交付決定書の写	—	1
⑱第二創業に関して認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（支援機関が署名押印したもの）	—	1
⑲県の創業者等認定制度の認定書又はクラウドファンディング活用支援の対象となったことがわかる書面の写	—	1
⑳事業及び資金計画書（別記第5号様式の1）	1	1
㉑建築確認申請書、見積書又は契約書等の写 （設備資金申込時のみ）	1	1

②納税証明書（県税に未納がないこと） （3か月以内のもの）	1	1
③前期決算諸表の写（法人のみ） 前期所得税の確定申告書の写（個人のみ）	1	1
④法人登記事項証明書（法人のみ） 住民票（本人記載のもの（本籍地不要）個人のみ）（3か月以内のもの）	1	1
⑤印鑑証明書（3か月以内のもの）	1	1
⑥事業の開始に際して主務官庁の許認可等を 必要とする業種については、当該許認可証 等の写し（有効期限内のもの）	1	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書 類	1式	1式